

令和2年度  
包括外部監査の結果報告書  
(概要版)

防災に関する施策に係る財務事務の執行について

令和3年3月  
山口県包括外部監査人  
森 永 晃 仁

## 目次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査対象期間	2
5. 外部監査対象機関	2
(1) 部署及び所管課	2
(2) 出先機関	2
6. 外部監査の実施期間	2
7. 外部監査の方法	2
(1) 監査要点	2
(2) 主な監査手続	3
8. 包括外部監査人及び監査補助者	3
9. 利害関係	3
第2 山口県における防災事業	4
1. やまぐち維新プラン（総合計画）での取り組み	4
(1) やまぐち維新プランの性格と役割	4
(2) 計画期間	4
(3) 防災事業の位置付け	4
2. 監査対象事業	5
(1) 監査対象部署の選定	5
(2) 監査対象事業の一覧（全46事業：但し、No.25及び26は同一事業）	5
(3) 監査対象箇所及び出先機関	7
第3 外部監査の結果及び意見（概要）	9
1. 各事業別の結果（指摘事項）及び意見の件数	9
(1) 指摘事項及び意見の根拠と判断基準	9
(2) 指摘事項及び意見の件数	9
2. 監査人が特に重要と考える指摘事項及び意見	11
(1) 【指摘事項】建設工事に係る業務委託契約の入札制度について（有効性、経済性・効率性）	11
(2) 【指摘事項】営業所等の所在地要件設定の客観化について（合規性、有効性）	12
(3) 【指摘事項】入札方法決定過程の客観化について（有効性、経済性・効率性）	12
(4) 【指摘事項】総合評価審査委員会の意見聴取について（合規性、有効性）	13

(5) 参考資料 .....	14
3. 指摘事項及び意見の一覧（概要） .....	16
(1) 農林水産部 漁港漁場整備課 .....	16
(2) 農林水産部 森林整備課 .....	17
(3) 農林水産部 農村整備課 .....	18
(4) 土木建築部 砂防課 .....	19
(5) 土木建築部 建築指導課・住宅課（住宅課は No. 22 のみ） .....	22
(6) 土木建築部 港湾課 .....	23
(7) 土木建築部 道路整備課 .....	24
(8) 土木建築部 道路建設課 .....	25
(9) 土木建築部 河川課 .....	25
(10) その他 .....	29

- |   |
|---|
| <p>1. 報告書中の同一事業名は、県の重点施策番号（54）または（55）を付記して区分した。</p> <p>2. 報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。</p> |
|---|

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

防災に関する施策に係る財務事務の執行について

### 3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

山口県における過去の災害を振り返ってみると大規模な地震や津波といった災害は他の都道府県と比較して少ないものの、風水害や土砂災害の発生は多く、近年では毎年のようにその発生が危惧される状況になっている。風水害では、平成3年の台風19号は県域で広範囲に被害をもたらし、平成17年の台風14号では県東部の岩国市を中心とした地域で家屋の損壊等の被害に見舞われた。また、土砂災害では平成21年7月の中国・九州北部豪雨で防府市の特別養護老人ホームが土石流の被害を受け、平成25年には萩市や山口市、阿武町が豪雨に遭った。直近では平成30年7月豪雨の影響を受け山口県全域で多くの被害が発生し、家屋の浸水のみならず公共交通網への影響も長期化した経緯がある。さらには、上記のとおり、震災被害は少ないとは言え、将来的には南海トラフ地震が発生した際の影響が懸念されており、本県でも南海トラフ地震防災対策推進地域として15市町が指定されている。

これらの災害リスクに備えるために、本県では県の総合計画である「やまぐち維新プラン」において災害に強い県づくり推進プロジェクトを掲げて大規模自然災害等の発生に備えた防災・減災対策や危機管理体制の充実、社会インフラの老朽化対策や公共施設等の耐震化など、ハード・ソフト両面から各種施策を推進するよう取り組んでいる。また、我が国の法律である災害対策基本法第40条の規定に基づき、「山口県地域防災計画」が山口県防災会議の下で作成されている。これは災害予防、応急対策から復旧・復興に至るまでの県民を含む関係機関が処理すべき事務や業務の大綱を定めたものであり、本県ならびに県民の命、身体や財産を災害から保護することを目的とした方針が表明されている。さらに、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「山口県国土強靱化地域計画」が作成されており、平時より大規模な自然災害によるリスクを想定した最悪の事態を回避するための施策を講じることが示し、当該計画は国土強靱化に関する部分で山口県地域防災計画の指針とされている。このように本県の行政にとって災害を未然に防ぐ防災（発災時において被害を最小限に抑える減災を含む）施策の重要性は高く位置付けられており、住民個人の安心・安全な生活を守ることに直結する事業展開として、県民の関心は非常に高いといえる。さらには、自然災害のみならず、令和2年に入り県内でも感染者が確認されたCOVID-19（新型コロナ

ナウウイルス感染症)への対応等、今後は日常の生活環境に密接に関わる災害への備えについても県民の意識の裾野は広がりを見せることが予想される。

以上のような状況に鑑みて、合規性、有効性及び経済性並びに効率性の観点から、防災に関する施策に係る財務事務の執行について検討することは有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

#### 4. 外部監査対象期間

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

#### 5. 外部監査対象機関

##### (1) 部署及び所管課

部	課
農林水産部	漁港漁場整備課、森林整備課、農村整備課
土木建築部	砂防課、建築指導課、住宅課、港湾課、道路整備課、道路建設課、河川課

##### (2) 出先機関

部	出先機関
農林水産部	岩国農林水産事務所、周南農林水産事務所、長門農林水産事務所、美祢農林水産事務所、下関農林事務所
土木建築部	岩国土木建築事務所、柳井土木建築事務所、周南土木建築事務所、防府土木建築事務所、宇部土木建築事務所、下関土木建築事務所、周南港湾管理事務所、宇部港湾管理事務所、錦川総合開発事務所

#### 6. 外部監査の実施期間

令和2年7月14日から令和3年2月26日まで

#### 7. 外部監査の方法

##### (1) 監査要点

###### ① 防災に関する施策に係る財務事務の執行についての合規性

防災に関する施策に係る財務事務の執行について、関連する法令及び条例・規則等に準拠して執行されているか。

###### ② 防災に関する施策に係る財務事務の執行についての有効性・経済性・効率性

防災に関する施策に係る財務事務の執行について、事業目的に適合しており有効な

ものであるか、また、経済性や効率性に配慮して執行されているか。

## (2) 主な監査手続

- ① 防災に関する施策に係る財務事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連法令、条例・規則等の閲覧を実施した。
- ② 防災に関する施策に係る財務事務の執行（事務処理及び承認）が適切になされていることを確認するため、ヒアリング及び関連資料の閲覧並びにサンプルチェックを実施した。
- ③ 防災に関する施策に係る財務事務の執行（各種計画）が適切になされていることを確認するため、ヒアリング及び関連資料の閲覧並びにサンプルチェックを実施した。
- ④ 防災関連施設の整備（工事）が適切に実施されていることを確認するための現場視察及びヒアリング並びに関連資料の閲覧を実施した。
- ⑤ その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

## 8. 包括外部監査人及び監査補助者

区 分	資 格	氏 名
包括外部監査人	公認会計士	森 永 晃 仁
監査補助者	公認会計士	品 川 充 洋
監査補助者	公認会計士	村 田 治 子
監査補助者	公認会計士	水 谷 公 威
監査補助者	公認会計士	花 井 宏 行
監査補助者	公認会計士	天 羽 亮 介
監査補助者	公認会計士	上 條 玲
監査補助者	公認会計士	蘭 顕 紹

## 9. 利害関係

包括外部監査人及び監査補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 山口県における防災事業

### 1. やまぐち維新プラン（総合計画）での取り組み

#### (1) やまぐち維新プランの性格と役割

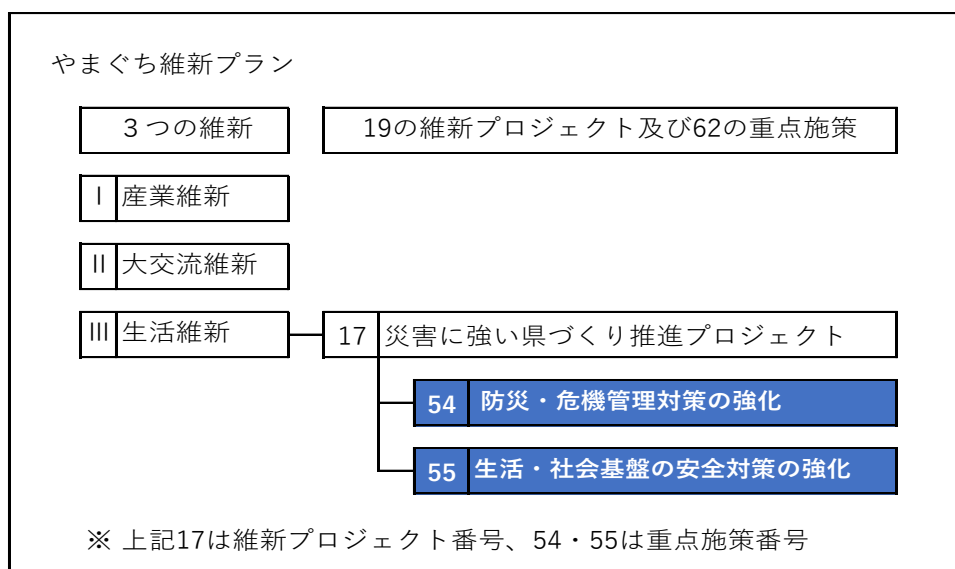
維新プランは、新たな県政運営の指針として、今後、山口県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画となっている。また、本県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針となるものである。

#### (2) 計画期間

平成30年（2018年）度から令和4年（2022年）度までの5年間

#### (3) 防災事業の位置付け

やまぐち維新プランは「3つの維新」を掲げ、それらを着実に進めるために本県の強みと潜在力を活かし、重点的に政策を進める19の「維新プロジェクト」及び62の「重点施策」を設定している。この維新プランの中における防災事業の関係は下図のとおりであり、生活維新の中における維新プロジェクト番号17「災害に強い県づくり推進プロジェクト」の重点施策項目54「防災・危機管理対策の強化」及び55「生活・社会基盤の安全対策の強化」として位置付けられている。



(出典：山口県「やまぐち維新プラン」より監査人が作成)

## 2. 監査対象事業

### (1) 監査対象部署の選定

令和元年度に実施した防災事業のうち、予算規模の量的な重要性、及び本県の令和元年度（平成31年度）当初予算のポイントに掲げられた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策関連事業」、並びに、先述した「やまぐち維新プラン重点施策54及び55」の質的重要性に鑑みて、これらに該当する事業を所管する農林水産部及び土木建築部を監査対象部署として選定した。

### (2) 監査対象事業の一覧（全46事業：但し、No.25及び26は同一事業）

（単位：千円）

部署及び所管課			
No.	事業名	当初予算額	重点施策
<b>I 農林水産部 漁港漁場整備課</b>			
1	県営漁港海岸保全施設整備事業	137,550	54
<b>II 農林水産部 森林整備課</b>			
2	災害対策治山事業	39,735	54
3	山地治山事業	1,630,052	54
4	水源地域整備事業	230,239	54
5	保安林整備事業	71,549	54
6	防災林造成事業	10,918	54
7	水土保持治山事業	227,314	54
8	流木災害防止緊急対策事業	36,500	54
<b>III 農林水産部 農村整備課</b>			
9	県営老朽ため池整備事業	2,679,750	54
10	団体営農地防災事業	232,198	54
11	地すべり対策事業	240,405	54
12	県営海岸保全施設整備事業	283,910	54
13	湛水防除事業	1,081	54
<b>IV 土木建築部 砂防課</b>			
14	住民参加型土砂災害ハザードマップ作成支援事業	10,840	54
15	通常砂防事業	3,107,900	54
16	地すべり対策事業	708,750	54
17	急傾斜地崩壊対策事業	2,322,662	54
18	災害関連緊急地域防災がけ崩れ対策事業	93,691	54
19	通常砂防事業	No.15に含む	55



部署及び所管課			
No.	事業名	当初予算額	重点施策
20	地すべり対策事業	No. 16 に含む	55
21	急傾斜地崩壊対策事業	No. 17 に含む	55
<b>V 土木建築部 建築指導課・住宅課（住宅課はNo. 22のみ）</b>			
22	民間建築物耐震改修等推進事業	55,629	55
23	応急危険度判定体制整備事業	587	54
24	土砂災害対策総合支援事業	2,321	54
<b>VI 土木建築部 港湾課</b>			
25	海岸防災事業（ハード事業）	774,900	54
26	海岸防災事業（ソフト事業）		
27	海岸防災事業	663,600	55
28	港湾環境整備事業	70,980	54
29	港湾改修事業	569,940	55
30	港湾既存施設有効活用促進事業	515,235	55
<b>VII 土木建築部 道路整備課</b>			
31	道路災害防除事業	444,412	54
32	交通安全施設整備事業	40,462	54
33	道路災害防除事業	1,146,240	55
34	橋りょう補修事業	6,590,087	55
<b>VIII 土木建築部 道路建設課</b>			
35	道路改良事業	6,377,463	54
36	防衛施設周辺整備事業	202,594	54
<b>IX 土木建築部 河川課</b>			
37	河川整備基本方針調査事業	26,720	54
38	河川情報基盤緊急整備事業	484,800	54
39	広域河川改修事業	3,456,600	54
40	都市基盤河川改修事業	19,000	54
41	河川工作物関連応急対策事業	357,000	55
42	周防高潮対策事業	735,000	54
43	高潮対策事業	397,133	54
44	高潮対策事業		55
45	侵食対策事業	115,500	54
46	総合開発事業	5,500,000	54
	監査対象事業の合計	40,611,236	

### (3) 監査対象箇所及び出先機関

上記 46 事業はその大部分が 1 事業単位で複数の県内箇所（地域）別に予算が細分化されており、箇所ごとに契約事務を執行する出先機関が異なっている。そのため、事前ヒアリングにおいて各事業の中から、さらに実地監査の対象とする箇所を選定しており、事務手続を執行する出先機関ごと（本庁所管課の場合を含む）に実地監査対象箇所を集約すると以下ようになる。なお、実地監査は下表の執行機関を対象に往査した。

（単位：千円）

執行機関	No.	事業名	箇所	当初予算
<b>農林水産部</b>				
漁港漁場整備課（本庁）	1	県営漁港海岸保全施設整備事業	徳山漁港	48,300
岩国農林水産事務所	2	災害対策治山事業	—	39,735
	3	山地治山事業	平前	137,570
	8	流木災害防止緊急対策事業	—	34,951
周南農林水産事務所	4	水源地域整備事業	巢山	87,344
	5	保安林整備事業	先山	4,148
	7	水土保持治山事業	孕岩	32,754
	11	地すべり対策事業	中須北 2 期	21,620
長門農林水産事務所	6	防災林造成事業	和田	9,281
美祢農林水産事務所	9	県営老朽ため池整備事業	洗川	43,242
	12	県営海岸保全施設整備事業	黒崎開作	38,043
農村整備課（本庁）	10	団体営農地防災事業	大蔵東	37,200
下関農林事務所	13	湛水防除事業	清末	1,081
<b>土木建築部</b>				
砂防課（本庁）	14	住民参加型土砂災害ハザードマップ作成支援事業	—	10,840
	18	災害関連緊急地域防災がけ崩れ対策事業	—	93,691
岩国土木建築事務所	15	通常砂防事業（54）	須通東川	136,500
	36	防衛施設周辺整備事業	蜂ヶ峯公園	62,000
宇部土木建築事務所	16	地すべり対策事業（54）	川上	52,500

執行機関	No.	事業名	箇所	当初予算
	21	急傾斜地崩壊対策事業 (55)	藤ヶ浴	63,000
周南土木建築事務所	17	急傾斜地崩壊対策事業 (54)	時宗	84,000
	20	地すべり対策事業 (55)	佐波川圏域 坂根	33,600
	31	道路災害防除事業 (54)	笠戸島	21,000
	33	道路災害防除事業 (55)	315号	72,161
	35	道路改良事業	434号	157,500
	37	河川整備基本方針調査 事業	—	8,211
	39	広域河川改修事業	島田川	1,138,497
	41	河川工作物関連応急対 策事業	玉鶴川	9,898
	43	高潮対策事業 (54)	本浦海岸	50,200
	防府土木建築事務所	19	通常砂防事業 (55)	佐波川圏域 二宮
28		港湾環境整備事業	三田尻中関港	70,980
建築指導課 (本庁)・住 宅課 (本庁)	22	民間建築物耐震改修等 推進事業	—	55,629
建築指導課 (本庁)	23	応急危険度判定体制整 備事業	—	587
	24	土砂災害対策総合支援 事業	—	2,321
周南港湾管理事務所	25	海岸防災事業 (ハード事 業) (54)	徳山下松港	52,500
	27	海岸防災事業 (55)	徳山下松港	95,550
	29	港湾改修事業	徳山下松港	73,500
	30	港湾既存施設有効活用 促進事業	徳山下松港	300,090
宇部港湾管理事務所	26	海岸防災事業 (ソフト事 業) (54)	宇部港	10,500
下関土木建築事務所	32	交通安全施設整備事業	新下関 (停) 稗田	15,750
	45	侵食対策事業	松谷海岸	116,743
柳井土木建築事務所	34	橋りょう補修事業	光上関	63,000
	42	周防高潮対策事業	田布施川	45,026

執行機関	No.	事業名	箇所	当初予算
	44	高潮対策事業 (55)	麻郷海岸	61,277
河川課 (本庁)	38	河川情報基盤緊急整備事業	—	92,094
	40	都市基盤河川改修事業	—	19,000
	48	平瀬ダムに係る事業再評価について	平瀬ダム	5,500,000
錦川総合開発事務所	46	総合開発事業		
	49	平瀬ダム建設現場の視察について		

1. 上表は事業番号順に記載している (同一執行機関の事業は順不同で集約)。
2. 当初予算額は令和元年度決算額等調書から箇所別の事業費予算額を転記した。
3. 上表 No. 48 及び No. 49 は No. 46 の事業に関連して実施した補足手続である。
4. 上表は No. 47 の記載を省略している (特定の執行機関を対象とした事業ではない)。

### 第3 外部監査の結果及び意見 (概要)

#### 1. 各事業別の結果 (指摘事項) 及び意見の件数

##### (1) 指摘事項及び意見の根拠と判断基準

外部監査の結果及び意見として、指摘事項と意見の根拠並びに判断基準を示すと以下のとおりである。

区分	根拠	判断基準
指摘事項	監査の結果 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項	・法令、条例、規則等の違法・違反 ・違反ではないが妥当性を欠き不当
意見	監査の結果に添えて提出する意見 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項	指摘以外で監査対象の合理化のために是正改善や問題提議するべきと判断した事項

##### (2) 指摘事項及び意見の件数

指摘事項 (19 件) 及び意見 (42 件) の各事業別件数は下表のとおりである。なお、記載すべき指摘事項及び意見がなかった事業については記載を省略している。

部署及び所管課			
No.	事業名	指摘事項	意見
<b>I 農林水産部 漁港漁場整備課</b>			
1	県営漁港海岸保全施設整備事業	1	—
<b>II 農林水産部 森林整備課</b>			
3	山地治山事業	—	1

部署及び所管課			
No.	事業名	指摘事項	意見
5	保安林整備事業	—	2
6	防災林造成事業	—	2
<b>Ⅲ 農林水産部 農村整備課</b>			
9	県営老朽ため池整備事業	1	2
11	地すべり対策事業	—	1
12	県営海岸保全施設整備事業	—	1
<b>Ⅳ 土木建築部 砂防課</b>			
14	住民参加型土砂災害ハザードマップ作成支援事業	—	3
16	地すべり対策事業 (54)	2	—
17	急傾斜地崩壊対策事業 (54)	2	1
19	通常砂防事業 (55)	—	1
20	地すべり対策事業 (55)	—	1
21	急傾斜地崩壊対策事業 (55)	—	3
<b>Ⅴ 土木建築部 建築指導課・住宅課 (住宅課はNo. 22のみ)</b>			
22	民間建築物耐震改修等推進事業	—	1
23	応急危険度判定体制整備事業	1	—
24	土砂災害対策総合支援事業	—	1
<b>Ⅵ 土木建築部 港湾課</b>			
25	海岸防災事業 (ハード事業) (54)	—	1
26	海岸防災事業 (ソフト事業) (54)	1	—
27	海岸防災事業 (55)	—	2
28	港湾環境整備事業	1	—
30	港湾既存施設有効活用促進事業	1	—
<b>Ⅶ 土木建築部 道路整備課</b>			
31	道路災害防除事業 (54)	—	1
<b>Ⅷ 土木建築部 道路建設課</b>			
35	道路改良事業	—	1
36	防衛施設周辺整備事業	—	1
<b>Ⅸ 土木建築部 河川課</b>			
37	河川整備基本方針調査事業	—	3
38	河川情報基盤緊急整備事業	2	1
39	広域河川改修事業	—	2
41	河川工作物関連応急対策事業	1	3

部署及び所管課			
No.	事業名	指摘事項	意見
42	周防高潮対策事業	—	1
43	高潮対策事業 (54)	1	2
44	高潮対策事業 (55)	1	1
45	侵食対策事業	—	2
46	総合開発事業	1	—
<b>X その他</b>			
47	条件付一般競争入札の契約手続について	3	—
48	平瀬ダムに係る事業再評価について	—	1
	監査対象事業の合計	19	42

## 2. 監査人が特に重要と考える指摘事項及び意見

下記(1)から(4)に示す指摘事項は、特定の部署(所管課)における個別の事業に対するものではなく、全県的な対応が必要であり特に重要性が高いと判断した。また、(2)から(4)は地方自治体の内部統制制度に鑑みても重要と考える。

### (1)【指摘事項】建設工事に係る業務委託契約の入札制度について(有効性、経済性・効率性)

県では、建設工事に係る業務委託(設計・調査・測量業務等)について、共同企業体を入札参加者とする等の特殊な場合を除き、基本的に指名競争入札によっている(地方自治法施行令第167条第1項)。これらは、契約案件ごとにその性質又は目的が一般競争入札に適しないとの判断を踏まえて決定しているとのことである(同令第167条第1項第1号)。

一方で、地方自治法第234条では、原則として一般競争入札を求めており、指名競争入札は例外的な方法として位置付けられている。また、直近では令和元年10月18日に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について」(以下、「品確法基本方針」という)によると、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、価格及び品質(技術的能力)が総合的に優れた内容の契約がなされることも重要であると規定されている(品確法基本方針では公共工事に係る調査等も含まれる)。さらに、他の都道府県等の自治体でも建設工事に係る業務委託契約について、いわゆる、(条件付)一般競争入札(総合評価方式含む)を導入しているケースも見受けられる(その前提として、例えば、建設工事に係る業務委託契約の実施要領等を策定し、その中で一般競争入札に付する対象業務委託契約の金額基準等を規定している)。

以上より、全県的な対応として建設工事に係る業務委託契約を現行の指名競争入札を主とした手続きから、地方自治法の原則及び品確法基本方針を踏まえ、より一層、経済性と有効性を両立できる制度への見直しの検討（運用指針となる実施要領等の整備を含む）が必要である。なお、当該指摘事項は県の建設工事に係る業務委託契約の制度全般に対するものである。

[参照箇所] 包括外部監査の結果報告書 第5 外部監査の結果及び意見（各事業別）

- ・No. 9 県営老朽ため池整備事業
- ・No. 26 海岸防災事業（ソフト事業）(54)

### **(2) 【指摘事項】 営業所等の所在地要件設定の客観化について（合規性、有効性）**

後述の（5）参考資料（以下、「契約一覧」という）に示したとおり、県では入札参加資格に係る営業所等の所在地要件を設定している。ここで、営業所の所在地要件を設定すること自体は地方自治法施行令第167条の5の2の趣旨を満たす限りにおいては認められており、多くの地方公共団体が採用しているところでもある。

しかし、そもそも入札参加資格要件を規定した同令の構成は第167条の5第1項で、「必要があるときは契約の種類及び金額に応じ、工事等の実績、従業員数、資本の額その他経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる」と規定している。また、先に述べた同令第167条の5の2では、「特に必要があると認めるときは、更に入札参加者の事業所の所在地または工事の経験や技術的適性の有無を定めること」を可能としている。そして、同令同条のいう、「特に必要があるとき」とは同令第167条の5第1項の資格要件よりも更に厳格にその必要性を要求しており、当該制限を設定する際にはより積極的な理由が必要であると考えられる。すなわち、入札参加の機会均等や価格の競争性（経済性）を犠牲にしてもなお所在地要件によって制限を受ける当該一般競争入札に積極的かつ高い効果を見出せなければならないとされる。また、「特に必要があるとき」は契約ごとにその判断過程が客観的に示される必要があると考える。

以上より、「特に必要」として営業所等の所在地要件を設定した過程が対外的に説明可能となるように疎明資料として残される必要がある。

[参照箇所] 包括外部監査の結果報告書 第5 外部監査の結果及び意見（各事業別）

- ・No. 47 その他 I 条件付一般競争入札の契約手続について

### **(3) 【指摘事項】 入札方法決定過程の客観化について（有効性、経済性・効率性）**

県では建設工事について、災害応急対策など地域社会の維持を担う建設業者の受注機会を確保し、地域の安心・安全の確保や活力の向上を図ることを目的とした指名競争入札として、地域活力型指名競争入札（以下、「地域活力型」という）を制度化している。そして、地域活力型指名競争入札実施要領（以下、「要領」という）において、対象工事の選定要件を規定している。具体的には要領第2条において、(i) 土木一式工事、(ii) 請

負対象設計金額6千万円未満、(iii) 工事内容が地域に密着した工事で高度な技術を要しないものとされている。

契約一覧のうち、事業 No. 3、13、15、29 については土木一式工事で請負金額6千万円未満に該当する。そして、地域に密着した工事で高度な技術を要しないものであれば選定要件を具備することとなる。しかし、これらの事業における工事請負契約は上記 (iii) の要件に該当せず地域活力型ではなく条件付一般競争入札を適用しており、その適用に至る入札方法の決定過程が必ずしも十分に客観化されているとは言えない状況である。

一つの契約事象に対して複数の入札方法（本件で言えば条件付一般競争入札及び地域活力型）を検討し得る場合には、恣意性を排除し、契約過程の公正性や透明性が担保されなければならない。また、地方自治法第234条が求める原則的な契約方法である一般競争入札に対して特例的な制度として地域活力型を県が制定したことに鑑みると、その要件を充足する限りにおいては極力その適用が優先されるべきとも考えられる。

以上より、複数の入札方法があり、そこに判断の余地が生じ得る発注契約については、選択・決定過程が対外的に説明可能となるように疎明資料として残される必要がある。

[参照箇所] 包括外部監査の結果報告書 第5 外部監査の結果及び意見（各事業別）  
・No. 47 その他 I 条件付一般競争入札の契約手続について

#### (4) 【指摘事項】総合評価審査委員会の意見聴取について（合规性、有効性）

県では建設工事に係る総合評価競争入札を実施する場合には、山口県建設工事総合評価競争入札実施要領（以下、「要領」という）に従うこととしている。そして、契約一覧によれば、監査対象事業の契約は特別簡易型または簡易型総合評価競争入札方式を適用し、入札方法は条件付一般競争入札によっている。

ここで、要領第3条（1）より一般競争入札により発注する工事は当該要領の適用対象であり、また、同第4条第2項より、総合評価の型式及び落札者決定基準は競争入札審査会へ諮ることとされている。さらに、同第5条において、総合評価の実施に際しては学識経験者からなる総合評価審査委員会（以下、「審査委員会」という）の意見を聴かなければならない旨規定している。

契約一覧の各契約について見ると、一般競争入札であり、入札参加資格及び特別簡易型または簡易型総合評価競争入札方式を適用すること並びに落札者決定基準を所定の競争入札審査会に諮問していることは確認できた。一方、審査委員会の意見を聴取した証跡は確認できなかった。この点、県によれば特別簡易型または簡易型総合評価競争入札方式については、評価項目が定型化されており年に一度、包括的に審査委員会に当該内容を諮っているとのことであった。しかしながら、地方自治法施行令第167条の10の2では、落札者決定基準の決定時点に加えて、実際の落札者決定時点においても、改めて意見を聴く必要があるとされた場合には意見聴取をしなければならない旨規定されており、原則的には入札案件ごとに意見聴取を行うこととなっている。また、現行の要領においても審査



委員会への意見聴取を一括で行う等の例外（容認）規定は明示されておらず、規定を過度に拡大解釈した運用になっていると見られかねない。なお、例外的に意見聴取の運用に大きな事務コストが生じる場合には効率的な事務手続の方策を検討する余地はあるが、その場合でも中立性や公正性に配慮し、県民目線で客観的かつ合理的な規定として整備され運用の根拠とされなければならない。

以上より、同令及び要領第5条を踏まえ審査委員会の関わり方について事務手続の改善を図るべきである。

[参照箇所] 包括外部監査の結果報告書 第5 外部監査の結果及び意見（各事業別）  
 ・No. 47 その他 I 条件付一般競争入札の契約手続について

### （5）参考資料

監査対象事業のうち、条件付一般競争入札によっている工事請負契約は下表のとおりであり、上記の指摘事項（2）から（4）に関連する資料である。

（単位：千円）

No.	契約名（工種）	予定価格	総合評価型式	入札参加資格制限	入札者数
3	平前地区 令和元年度復旧治山工事第2工区（土木一式）	59,604	特別簡易型	主たる営業所を玖珂又は周東地域内に有する	2者
7	孕岩地区 令和元年度林地荒廃防止工事第2工区（とび・土工・コンクリート）	32,432	特別簡易型	主たる営業所を県内に有する	13者
13	清末地区 排水機場付帯工事12号（土木一式）	45,810	特別簡易型	主たる営業所を旧下関地域内に有する	2者
15	平成31年度須通東川 防安・通常砂防工事第1工区（土木一式）	58,142	特別簡易型	主たる営業所を玖珂又は周東地域内に有する	3者
	平成31年度須通東川 事業間連携・砂防工事第2工区（土木一式）	56,856	特別簡易型		2者
17	令和元年度時宗地区 防安・急傾斜工事第1工区（とび・土工・コンクリート）	78,599	特別簡易型	法第3条第1項の営業所を県内に有する	7者

No.	契約名（工種）	予定価格	総合評価型式	入札参加資格制限	入札者数
21	藤ヶ浴（1）地区 総流防・急傾（重点）工事第1工区（とび・土工・コンクリート）	77,776	特別簡易型	主たる営業所を県内に有する	6者
29	徳山下松港 港湾改修（島田-7.5m岸壁）工事 第1工区（土木一式）	53,922	特別簡易型	主たる営業所を岩国・柳井（柳井、大島、田布施、上関、平生に限る）・周南・防府又は宇部土木建築事務所管内に有する	5者
30	徳山下松港 港湾施設改良（笠戸島本浦防波堤0県）工事第1工区（土木一式）	71,452	特別簡易型	主たる営業所を岩国・柳井・周南・防府又は宇部土木建築事務所管内に有する	7者
34	平成31年度主要県道光上関線（中央橋）橋梁補修（防災・安全交付金 耐震）地方道工事第1工区（土木一式）	134,839	特別簡易型	主たる営業所を柳井土木建築事務所管内に有する	2者
35	令和元年度一般国道434号道路改良（防災安全交付金・緊急）工事第2工区（とび・土工・コンクリート）	100,566	簡易型	法第3条第1項の営業所を県内に有する	2者
38	管内一円 河川情報基盤緊急整備工事第1工区（電気通信）	85,616	特別簡易型	事業所を県内に 有する	1者
	管内一円 山口県土木防災情報システム水位局設置等工事第1工区（電気通信）	47,210	特別簡易型		1者
39	令和元年度島田川 広域河川改修工事第2工区（土木一	106,650	特別簡易型	主たる営業所を周南土木建	3者

No.	契約名（工種）	予定価格	総合評価型式	入札参加資格制限	入札者数
	式) 令和元年度島田川 広域河川改修工事第5工区（土木一式）	140,294	特別簡易型	築事務所管内に有する	10者
43	令和元年度本浦海岸 海岸高潮対策工事第1工区（土木一式）	83,154	特別簡易型	主たる営業所を新南陽又は徳山地域内に有する	5者
46	平瀬ダム地滑り防止工事（第3工区）（とび・土工・コンクリート）	471,738	簡易型	共同企業体の代表者は法第3条第1項の営業所を県内に有する	4者
	平瀬ダム地滑り防止工事（第4工区）（とび・土工・コンクリート）	467,211	簡易型	共同企業体の代表者以外については主たる営業所を県内に有する	4者

1. 上表のNo. 欄は監査対象とした各事業No. を示している。
2. 上表の入札参加資格制限欄は、公告日における営業所等の所在地に係る制限内容を入札公告より抜粋要約したものである。

### 3. 指摘事項及び意見の一覧（概要）

監査対象事業別の指摘事項及び意見の概要を一覧にすると以下のとおりである。なお、同一趣旨の指摘事項及び意見については先に記載した事業番号を参照する記載方法としている（所管部署・課で表現が異なるものの、同一趣旨については参照表記とした）。

#### （1）農林水産部 漁港漁場整備課

No.	事業名	区分	項目（概要）
1	県営漁港海岸保全施設整備事業	指摘事項	【下請業者の未届けについて（合规性）】 工事における入場者記録では2次下請業者の入場記録があったものの、

No.	事業名	区分	項目（概要）
			当該下請業者は受注業者から県への報告（届出）がなされておらず、工事請負契約書第7条を逸脱するものであり、受注業者に対する適切な指導が必要である。

(2) 農林水産部 森林整備課

No.	事業名	区分	項目（概要）
2	災害対策治山事業	—	該当なし
3	山地治山事業	意見	【工事請負契約の変更について（合規性、経済性・効率性）】 請負代金の30%以内（設計変更の範囲）という量的基準を前提とした変更契約は、やむを得ない状況による場合を除き、不確定な諸条件を前提とする変更契約の本質から乖離し、当初予算を形骸化させかねない。そのため、変更契約の適否は十分な検討や慎重な判断が必要である。
4	水源地域整備事業	—	該当なし
5	保安林整備事業	意見	【森林整備工事に係る入札参加資格者数の拡充について（経済性・効率性）】 森林整備工事の入札参加資格者数は令和2年8月1日時点で全体（県域）数は16者にとどまっており、競争性の観点から将来的に事業者数を拡充させる対策の検討が望まれる。
		意見	【保安林指定面積の拡充について（有効性）】 市町との連携を強化し、所有者不明の山林を解消することで保安林指定面積の拡充を促進するべきである。
6	防災林造成事業	意見	【業務委託契約の変更について（合規性）】

No.	事業名	区分	項目（概要）
			本件業務委託契約は当初 637,200 円から 1,183,680 円に変更されており、変更割合は 85.8%の増加である。工事請負契約については 30%という変更範囲の制限がある一方で、業務委託においては当該制限が存在しておらず、別途設計（契約）とはなっていないが、工事請負契約に準じる制限規定の整備が望まれる。
		意見	【委託業務成績評定結果の活用について（有効性、経済性・効率性）】 現行制度下では、委託業務成績の評定結果は山口県業務委託成績評定要領に基づき通知しているものの、執行機関の行う評定内容は形式的なものとなっており、評定作業の効果が十分に検証されていない。そのため、評定結果が今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。
7	水土保持山事業	—	該当なし
8	流木災害防止緊急対策事業	—	該当なし

### （3）農林水産部 農村整備課

No.	事業名	区分	項目（概要）
9	県営老朽ため池整備事業	指摘事項	【建設工事に係る業務委託契約の入札制度について（有効性、経済性・効率性）】 全県的な対応として建設工事に係る業務委託契約を現行の指名競争入札を主とした手続から、地方自治法の原則及び品確法基本方針を踏まえ、より一層、経済性と有効性を両立できる制度への見直しの検討（運用指

No.	事業名	区分	項目（概要）
			針となる実施要領等の整備を含む）が必要である。
		意見	【業務委託契約における評価事項について（有効性）】 委託業者の選定について、県の標準雛型による評価事項のみならず各出先機関ごとに地域性をより一層考慮した評価事項の設定が望まれる。
		意見	【委託業務成績評定結果の活用について（有効性、経済性・効率性）】 《No. 6 参照》
10	団体営農地防災事業	—	該当なし
11	地すべり対策事業	意見	【委託業務成績評定結果の活用について（有効性、経済性・効率性）】 《No. 6 参照》
12	県営海岸保全施設整備事業	意見	【工期延長の適正性について（合规性）】 年度末近くの契約締結（年度末を工期設定）は、変更ありきの契約と見られかねず、変更理由もやむを得ない理由であるか疑問であり、適正な工期設定等の事務手続を検討すべきである。
13	湛水防除事業	—	該当なし

#### （４）土木建築部 砂防課

No.	事業名	区分	項目（概要）
14	住民参加型土砂災害ハザードマップ作成支援事業	意見	【改正消費税率に伴う契約変更等の適時化について（合规性）】 令和元年10月1日以降の成果品引渡しとなる契約について、消費税率8%で契約していた場合、改正後の消費税率10%へ速やかに変更契約するか、業務打合せ簿による協議がなされるべきであった。

No.	事業名	区分	項目（概要）
		意見	<p>【指名業者選定基準について（合規性、有効性）】</p> <p>指名業者選定基準として「土木コンサル総合点数が一定点数以上である者」について、本件新規事業における当該点数の設定根拠が不明瞭であり、合理的かつ客観性のある指名基準を設定する必要がある。</p>
		意見	<p>【住民懇談会不参加住民への防災意識啓発について（有効性）】</p> <p>今後の展開としては、市町が行う住民懇談会へ不参加の住民を含む、自治会単位（全住民）での自助・共助の防災意識向上に対する県の助言等が望まれる。</p>
15	通常砂防事業（54）	—	該当なし
16	地すべり対策事業（54）	指摘事項	<p>【起案書の決裁日の漏れについて（合規性）】</p> <p>当該事業の起案書において、全ての文書の決裁日記載が漏れていた。決裁とは起案を確定させる最終的な意思決定であり、決裁日における責任の所在を明確にするものであることから、決裁年月日を正確に記載する必要がある。</p>
		指摘事項	<p>【起案書の起案日の漏れについて（合規性）】</p> <p>「予定価格の決定について」において、起案日の記載が漏れていた。起案とは県の意思を決定するため、その基礎となる案文を作成することをいい、文書事務において基本的かつ重要な意味を持つものであるから、正確に起案日付を記載する必要がある。</p>

No.	事業名	区分	項目（概要）
17	急傾斜地崩壊対策事業（54）	指摘事項	【工期延長の適正性について（合規性、有効性）】 本件「令和元年度 時宗地区 防安・急傾斜工事 第1工区」について、やむを得ない理由による工期変更とは認め難く、合理的な説明が必要である。
		指摘事項	【見積書の不備（有効期限）について（合規性）】 一部の設計単価を業者見積により入手する場合、その見積書には有効期限の記載がなかったため、契約期間を踏まえた有効期限内の見積書であることを確認するべきである。
		意見	【委託業務成績評価結果の活用について（有効性、経済性・効率性）】 《No. 6 参照》
18	災害関連緊急地域防災がけ崩れ対策事業	—	該当なし
19	通常砂防事業（55）	意見	【前払金支払請求書の日付について（有効性）】 受注業者から提出された前払金支払請求書の日付が記載されていない場合、財務会計マニュアルに沿って県の受領印で代替しているが、期間帰属の観点で一義的には受注者による記入漏れが起きないように指導・周知の徹底を図る必要がある。
20	地すべり対策事業（55）	意見	【契約変更内容について（経済性・効率性）】 契約変更理由にある「孔内洗浄工の追加」については、平成25年の調査業務で判明しており、当初契約時に織り込まれるべきであった。
21	急傾斜地崩壊対策事業（55）	意見	【工期延長の適正性について（合規



No.	事業名	区分	項目（概要）
			性)】 《No. 12 参照》
		意見	【中国電力(株)への工事補償金の金額の妥当性について（経済性・効率性）】 工事補償金の支払いについて、一方通行的に発行される請求金額の検証として、工事補償金見積書に対する実績額の報告を求め、予算実績比較による分析等を通して経済性を担保することが必要である。
		意見	【西日本電信電話(株)への工事補償金の金額の妥当性について（経済性・効率性）】 《上記（中国電力(株)への工事補償金の金額の妥当性について）参照》

(5) 土木建築部 建築指導課・住宅課（住宅課は No. 22 のみ）

No.	事業名	区分	項目（概要）
22	民間建築物耐震改修等推進事業	意見	【山口県事務決裁規程の適用について（合規性）】 課長決裁で足りる補助金交付（3,000千円未満）について、部長決裁がなされており、規程遵守または、実態に応じて規程の改訂を視野に入れることも望まれる。
23	応急危険度判定体制整備事業	指摘事項	【請求書等日付について（合規性）】 一般需用費の支出処理に係る証憑書類である請求書及び納品書の日付が空欄となっており、業者の納品・請求日が客観的に確認できなかった。予算執行との兼ね合いから、期間の恣意的な変更を防止する観点及び説明責任を果たす意味でも適切な証憑書類の要件を具備する必要がある。

No.	事業名	区分	項目（概要）
24	土砂災害対策総合支援事業	意見	<p>【補助制度の周知・浸透の徹底について（有効性）】</p> <p>高齢化の進んだ土砂災害特別警戒区域住民に対してはウェブ等による情報収集は困難を伴うため、HP 上での公表や関連資料の配布のみならず、市町との連携を強化し、対象区域住民への的確な制度の周知を図るべきである。</p>

(6) 土木建築部 港湾課

No.	事業名	区分	項目（概要）
25	海岸防災事業（ハード事業） (54)	意見	<p>【海岸防災事業期間について（有効性）】</p> <p>平成 25 年事業再評価において、事業終了年度は平成 34 年度(令和 4 年度)とされていたが、直近の平成 30 年事業再評価では事業終了年度は平成 39 年度(令和 9 年度)とさらに期間延長となっている。防災上の観点では今後、これ以上の期間延長は望ましくなく、一層重点的な予算配分（投入）を検討すべきである。</p>
26	海外防災事業（ソフト事業） (54)	指摘事項	<p>【建設工事に係る業務委託契約の入札制度について（有効性、経済性・効率性）】</p> <p>《No. 9 参照》</p>
27	海岸防災事業（55）	意見	<p>【目標達成指標について（有効性）】</p> <p>海岸防災要対策延長 14 km という目標指標はあるものの、出先機関（執行機関）において要対策延長（距離）の把握ができておらず、本庁と常に情報を共有することが望まれる。</p>
		意見	<p>【要対策箇所の進捗について（有効性）】</p>

No.	事業名	区分	項目（概要）
			平成28年度に示された要対策延長14kmに対して平成30年度末で対策完了延長1km（進捗率7%）と数字上では進捗度が低い。また、進捗管理の前提として、長寿命化計画内で要対策箇所の完了目標時期を事業実施者として一義的に定めることが望まれる。
28	港湾環境整備事業	指摘事項	<p>【見積書の不備（日付・有効期限）について（合規性）】</p> <p>一部の設計単価を業者見積により入手する場合、その見積書には、見積年月日や有効期限の記載がないブランクのものが散見された。その時点での有効な見積価格の証明としても見積年月日が明示され、かつ、契約期間を踏まえた有効期限内の見積書であることを確認するべきである。</p>
29	港湾改修事業	—	該当なし
30	港湾既存施設有効活用促進事業	指摘事項	<p>【工事設計時の添付書類の不備について（経済性・効率性）】</p> <p>建設コスト縮減計画表の作成及び添付を要する規定となっているが、縮減率が明らかにゼロであることから当該計画表は未作成であった。しかし、公金を投下する前提としてコスト意識を保持して業務に臨む必要がある。</p>

(7) 土木建築部 道路整備課

No.	事業名	区分	項目（概要）
31	道路災害防除事業（54）	意見	<p>【工事打合せ簿の記載様式について（合規性、経済性・効率性）】</p> <p>工事打合せ簿には確認者（査閲者）の</p>

No.	事業名	区分	項目（概要）
			押印欄が存在するが、重複する欄もあり事務手続の効率化に向けた改善が望まれる。
32	交通安全施設整備事業	—	該当なし
33	道路災害防除事業（55）	—	該当なし
34	橋りょう補修事業	—	該当なし

**（8）土木建築部 道路建設課**

No.	事業名	区分	項目（概要）
35	道路改良事業	意見	<p>【特記仕様書の記載項目について（有効性）】</p> <p>特記仕様書に一般的な注意事項が含まれること自体は問題ないが、主には設計図書に関わる重要事項で構成され、契約義務の履行状況の検査において運用されることが望まれる。</p>
36	防衛施設周辺整備事業	意見	<p>【委託期間延長の適正性について（合規性）】</p> <p>本件「トンネル詳細設計業務委託第2工区」における期間延長について、「地元との調整に不測の日数を要したため」との業者からの延長申請書が残されているのみで具体的な状況が不明なため、詳細な検討（検討項目の明確化）が望まれる。</p>

**（9）土木建築部 河川課**

No.	事業名	区分	項目（概要）
37	河川整備基本方針調査事業	意見	<p>【河川整備基本方針及び河川整備計画について（経済性・効率性）】</p> <p>河川整備基本方針及び河川整備計画が全て策定され、さらに整備工事が完了することを現時点で想像することは困難であり、防災上の観点からも緊急性</p>

No.	事業名	区分	項目（概要）
			の高い箇所を抽出するなど適切な進捗管理が望まれる。
		意見	【工期延長の適正性について（合规性）】 《No. 12 参照》
		意見	【委託業務成績評価結果の活用について（有効性、経済性・効率性）】 《No. 6 参照》
38	河川情報基盤緊急整備事業	指摘事項	【予算の流用について（合规性）】 河川情報基盤緊急整備事業予算の中に土木防災情報システム保守点検事業予算を含めており、予算統一の原則が曖昧となるため、結果を正しく把握するためにも予算変更等の手続をとるべきである。
		指摘事項	【契約に係る情報の公表について（合规性）】 予定価格が 100 万円を超える業務委託（工事関係）については、公表されなければならない。
		意見	【1 者応札・1 者応募の改善について（経済性・効率性）】 以前より 1 者応札・1 者応募が継続しており、「会計検査院における『1 者応札・1 者応募に係る改善方策』について」を参考に経済的・効率的な契約方法の検討が望まれる。
39	広域河川改修事業	意見	【工期延長の適正性について（合规性）】 本件「島田川広域河川改修工事 第 1 工区及び第 2 工区」における工期延長について、「関係機関との調整のため」との理由書が残されているのみであり、理由の相当性や当時の具体的な状況について客観性に乏しいため、それ

No.	事業名	区分	項目（概要）
			らが適正かつ客観的な裏付け事実とともに記録されるべきである。
		意見	【目標達成指標について（有効性）】 本件「島田川広域河川改修事業」について、事業再評価は数年に一度行われる予定であるが、島田川河川整備計画の中で計画期間が30年と長期に及ぶことから、防災上の観点からも進捗状況を毎年度確認し、計画性をもって進めるべきである。
40	都市基盤河川改修事業	—	該当なし
		指摘事項	【起案書の起案日の漏れについて（合规性）】 《No. 16 参照》
		意見	【業務委託契約における評価事項について（有効性）】 《No. 9 参照》
41	河川工作物関連応急対策事業	意見	【契約期間の変更について（合规性）】 材料在庫欠品に伴い、入手に不測の日数を要することが変更理由となっているが、当初契約時点で在庫の有無を適切に確認し、契約期間に織り込むべきであった。
		意見	【山口県河川管理施設長寿命化計画（排水機場）の見直しについて（有効性）】 当該計画は平成22年2月に作成されており、作成後10年が経過している。昨今の想定を超える豪雨の発生による機能的老朽化の可能性も踏まえ、計画の十分性が維持されているか否か見直しの検討が望まれる。
42	周防高潮対策事業	意見	【契約義務の履行状況の検証について（合规性）】 特記仕様書どおりに、契約義務を履行

No.	事業名	区分	項目（概要）
			したかどうかの確認は目視や口頭ではなく疎明資料として客観的に残すことを検討するべきである。
43	高潮対策事業（54）	指摘事項	【変更請負対象設計額計算誤りについて（法規性）】 変更契約の追加工事における数量欄の入力ミスにより変更請負対象設計額が過小に算出されており、チェック体制の強化・改善が必要である。
		意見	【工事請負契約の変更について（法規性、経済性・効率性）】 《No. 3 参照》
		意見	【海岸対策担当課について（経済性・効率性）】 海岸対策は国所管の海岸に応じて県の所管課が分かれているが、一つの所管課で全体管理を行うことも検討する余地がある。
44	高潮対策事業（55）	指摘事項	【工事変更契約の内容について（有効性、経済性・効率性）】 本来は当初設計に含めるべき工事内容を事務手続（引継ぎ）の不備から変更契約に包含しており、事務手続の改善が必要である。また、当該変更契約に係る設計単価の見積りに応じた業者数も2者のみ（うち、1者は工事請負業者である）となっているなど、経済性（競争性）を確保する点でも不十分である。
		意見	【委託業務成績評価結果の活用について（有効性、経済性・効率性）】 《No. 6 参照》
45	侵食対策事業	意見	【海岸保全計画について（経済性・効率性）】 海岸侵食対策工事は工事範囲が広く、多額の予算を要することから計画され

No.	事業名	区分	項目（概要）
			ている全ての工事完了を現時点で想像することは困難であり、防災上の観点からも緊急性の高い箇所を抽出するなど適切な進捗管理が望まれる。
		意見	【委託業務成績評価結果の活用について（有効性、経済性・効率性）】 《No. 6 参照》
46	総合開発事業	指摘事項	【契約に係る情報の公表について（合规性）】 《No. 38 参照》

(10) その他

No.	事業名	区分	項目（概要）
47	条件付一般競争入札の契約手続について	指摘事項	【営業所等の所在地要件設定の客観化について（合规性、有効性）】 一般競争入札の入札参加資格において、地方自治法施行令第167条の5の2では「特に必要があるとき」に営業所の所在地を制限することを可能としている。当該「特に必要があるとき」とは競争性を犠牲にしても高い効果が得られるものでなければならず、特に必要として営業所等の所在地要件を設定した過程が対外的に説明可能となるように疎明資料として残される必要がある。
		指摘事項	【入札方法決定過程の客観化について（有効性、経済性・効率性）】 一つの契約事象に対して複数の入札方法を検討し得る場合（例えば条件付一般競争入札及び地域活力型指名競争入札）には、恣意性の排除等が求められ、選択・決定過程が対外的に説明可能となるように疎明資料として残される必要がある。



No.	事業名	区分	項目（概要）
		指摘事項	<p>【総合評価審査委員会の意見聴取について（合規性、有効性）】</p> <p>特別簡易型・簡易型総合評価競争入札では、学識経験者からなる総合評価審査委員会の意見聴取を案件ごとに実施していない（年に一度包括的に実施）。地方自治法施行令第167条の10の2では原則として案件ごとの実施を要求しており、運用上の事務コストが過大となる場合は効率化を図ることも許容され得るが、中立性や公正性に配慮し、客観的かつ合理的な規定として整備・運用されなければならない。</p>
48	平瀬ダムに係る事業再評価について	意見	<p>【年平均被害軽減額（治水便益）の合理性について（有効性）】</p> <p>治水便益を算定するうえで利用した想定被害額について、再評価時点から遡及して比較可能な被害実績との比較分析を行う等、合理性のある数値であることを検証することが望まれる。</p>
49	平瀬ダム建設現場の視察について	—	該当なし

以上